平成２２年（フ）第１９号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1031番地
債務者　水口　範只
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第２０号
愛媛県八幡浜市松柏乙1026番地
債務者　平井　亜矢
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１０７８号
横浜市戸塚区戸塚町1296番地２　南戸塚スカイハイツ205号
債務者　小川　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７９号
横浜市戸塚区前田町511―２　前田ハイツ８号棟835、住民票上の住所横浜市戸塚区秋葉町50番地１　シティクレスト東戸塚113号
債務者　小林　　勇
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８７号
青森市篠田２丁目19番11号　佐藤アパート３号
債務者　蝦名美智子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
栃木県日光市小代88番地４、前住所栃木県日光市小倉882番地
債務者　石濱由美子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０４号
栃木県鹿沼市加園1184番地
債務者　宇賀神　修
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０８号
栃木県宇都宮市戸祭３丁目８番２号　コーポ大善201、前住所栃木県宇都宮市戸祭１丁目２番16号　桜通りハイツ201号
債務者　青木真由美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１５号
岡山市南区福田509番地10
債務者　平井眞知子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９１号
岡山市中区関394番地14
債務者　浦上　美子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９８号
岡山県倉敷市児島下の町９丁目12番カ26号
債務者　安田あかね
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６１号
横浜市栄区公田町740番地28棟407号
債務者　平川　絵里
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９号
沖縄県宜野湾市志真志１丁目３番１―201号サンクレスト長田
債務者　高江洲隆司
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第６６号
沖縄県中頭郡読谷村字比謝418番地　メゾン知花205
債務者　村吉　夏美（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第６７号
沖縄県うるま市字赤道768番地１　大原団地１―403
債務者　上地　秀美（旧姓加島）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部